# ご利用について

## 1. 受付

#### (1)ご利用できる日

ご利用いただける日は、休館日と保守点検日をのぞいた日です。

休館日:毎週月曜日 12月29日から1月3日までの年末年始

保守点検日:年間10日程度予定していますので、あらかじめご注意ください。

ホール及び楽屋並びにロビー、ホワイエ(ギャラリー利用)をご利用いただける時間は 午前9時から午後10時までです。

練習ホール、練習スタジオ及び和室は、午前9時から午後12時までです。

#### (2) 利用申し込みができる日

◇ホール、楽屋

ご利用になる期日の365日前(閏年は366日)から利用開始日の30日前までの間に利用の申し込みができます。

◇練習ホール、練習スタジオ、和室、ロビー・ホワイエ(ギャラリー利用) ご利用になる期日の3ヶ月前から利用開始日までの間に利用の申し込みができます。

## 2. 申し込みの手続き

(1)「利用許可申請書」の提出

申し込みは直接ご来館の上お申し込みください。

(2)施設の仮確保

施設の仮確保の有効期限は、14日以内です。期限を過ぎると無効になりますのでご注意ください。

- (3)記入にあたっての注意事項
  - ①使用日時 使用時間には準備・片づけの時間を含んでいますのでご注意ください。
  - ②催物の名称及び内容 正確にかつ詳しくご記入ください。
  - ③入場料金及び入場人員 施設使用料に関係しますので、正確にご記入ください。
  - ④利用責任者 打ち合わせなどのために必要ですので、事前に利用責任者を決めておいてください。

### 3. 使用料金

- (1) 利用許可申請内容に基づき基本使用料金を請求しますので、すみやかに前納してください。
- (2) 附属設備の使用料は、ご利用の日に精算払いとなりますので、ご利用の日に支払いの準備をお願いします。
- (3) 基本使用料表をご覧下さい。

## 4. 利用内容の変更等

- (1) 利用許可後に、申し込みの内容の変更があった場合は、すぐ「変更申請書」を提出してください。 (お渡しした利用許可書を添付してください。)
- (2) キャンセルの場合の還付金について
  - ①利用開始日の150日前までにキャンセルした場合:納付金の70%に相当する額
  - ②利用開始日の149~60日前までにキャンセルした場合:納付金の50%に相当する額
  - ③利用開始日の59~3日前までにキャンセルした場合:納付金の30%に相当する額

### 5. 禁止されている行為

次の行為は禁止されていますのでご注意ください。

- (1)客席での喫煙並びに飲食(所定の場所をご利用ください)
- ②定員以上の入場並びに通路での立ち見
- ③公序良俗に反する者又はその恐れのある者を入館させること
- 4)附属設備を施設以外に持ち出すこと
- ⑤その他、桜座の業務の妨害となる行為

## 6. 利用許可の取り消し・公演の中止等

(1)「佐川町立桜座の施設及び管理に関する条例」及び「同施行規則」に違反した場合

#### 具体例として

- ①公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められる時
- ②設備類の破損等管理上支障があると認められる時
- ③虚偽その他不正な手段により施設の利用許可を受けたことが明らかとなった時
- (2) 違反した場合、支払い済みの料金は返金いたしません。

## 7. 施設利用の心得

(1) 利用当日までに利用の許可がおりましたら、桜座職員と施設の利用について具体的な打ち合わせをお願いします。

#### ①事前の打ち合わせ

遅くても利用予定日の3週間ぐらい前までに舞台・音響・照明・災害時の対応等について打ち合わせ を行って下さい。

時間外利用については、職員の配置、他の催し物への影響がありますので、早めの打ち合わせが 必要です。準備の都合上、急な申し込みには対応できないことがありますのでご注意下さい。

#### ②関係機関等への届出

開催にあたっては関係機関への届け出が必要な事項がありますので、桜座職員と打ち合わせを お願いします。

#### 〈消防署〉高吾北広域町村事務組合

〒781-1301 高知県高岡郡越知町越知甲 3105-3 TEL 0889-26-2111 FAX 0889-26-3639

#### 〈警察署〉佐川警察署

〒789-1203 高知県高岡郡佐川町丙 3555 TEL 0889-22-0110

#### 〈税務署〉須崎税務署

〒785-0004 高知県須崎市青木町 1 番 4 号 TEL 0889-42-2355

#### 〈著作権〉日本著作権協会四国支部

〒760-0023 香川県高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー TEL 087-821-9191 FAX 087-822-5083

#### (2)利用当日は

- ①責任を持って行って下さい。
- ②ポスター類は所定の位置以外には許可無く貼らないで下さい。
- ③利用終了後は直ちに設備または器具を撤去(返却)し、原状に回復して係員の点検を受けて下さい。
- ④発生したゴミ類は袋に入れて1ヵ所にまとめてください。ただし、粗大ゴミ、不燃物、ゴミが多量の場合には、係員と相談して下さい。
- ⑤開演中の呼び出しは、主催者側で事前に協議して、呼び出しの方法を検討して下さい。
- ⑥活花を持ち込む時は、飾る場所や持ち込む時間、撤去の時間を生花業者に提出して下さい。
- ⑦当日は来館されたら必ず事務室に許可書を提出し係員の指示を受けて下さい。
- ⑧場内・場外の整理及び管理は主催者でその他ご不明の点がありましたら、桜座職員に相談して下さい。

#### (3) 利用上の安全管理・注意事項等

- ①事故防止の為の要員として、ホールには2名以上配置し、万一の場合の避難誘導にあたらせて下さい。 ※事故防止要員には避難経路、消火器具の配置状況等を確認させておいて下さい。
- ②利用当日は会場責任者を決め、ロビーに常時待機させて下さい。
- ③ホール客席の定員(400席)を守って下さい。
- ④雨天の場合、ぬれた傘の持ち込みは禁止しておりますので、必ず主催者において傘袋を用意下さい。

#### (4) 許可を必要とする行為

次の行為には桜座の許可が必要です。

- ①火気・水類を使用する場合(火気の使用については消防署への届け出が必要です。)
- ②ホール客席にテレビカメラ・PA卓の設置などをする場合
- ③看板、ポスター、旗、立て札、その他これに類するものの掲示又は仮設物件を設置する場合
- ④印刷物・資料・商品見本等の展示又は配布並びに商品等を販売する場合 (当日の催物に直接関係ないものは許可できません。)

#### (5) その他

#### ①親子室

小さなお子様連れの方は、親子室をご利用下さい。(使用時に事務室へ連絡して下さい)

②その他

桜座職員にご相談下さい。

## 基本使用料金表

消費税10%

(単位:円)

基本使用料 冷暖房費 区分 22時~24時 13時~17時 18時~22時 9時~12時 1時間当たり 入場料を徴収しない場合 8,800 13,200 17,600  $\star$ 500円以下の入場料を 9,680 14,520 19,360 ⋆ 徴収する場合 1,000円以下の入場料を 11,440 17,160 22,880  $\star$ 徴収する場合 平 2.000円以下の入場料を 13,200 19.800 26.400  $\star$ 徴収する場合 3,000円以下の入場料を 14,960 22,440 29,920  $\star$ 徴収する場合 3,000円を超える入場料を 33,000 22,000 44,000  $\star$ 徴収する場合 入場料を徴収しないが営利 26,400 39,600 52,800 \* \* 行為を目的とする場合 入場料を徴収しない場合 11.000 16,500 22,000 \* ル 1.570 500円以下の入場料を 12.100 18.150 24.200  $\star$ 徴収する場合 1.000円以下の入場料を 土 21,450 14,300 28,600  $\star$ 徴収する場合 日 2,000円以下の入場料を 16,500 24,750 33,000  $\star$ 徴収する場合 休 3,000円以下の入場料を 18.700 28.050 37.400 \* 徴収する場合 ---3.000円を超える入場料を 41.250 27,500 55.000  $\star$ 徴収する場合 入場料を徴収しないが営利 33.000 49.500 66.000  $\star$ 行為を目的とする場合 非営利行為 4,730 6,380 6,380  $\star$ ギャラリーとして 利用する場合 営利行為 14,190 19,140 19,140  $\star$ 楽 屋 1 330(110) 490(160) 660(220) \* 820(270) 1100(360) 楽 屋 2 550(190) ⋆ 楽 楽 屋 3 550(190) 820(270) 1100(360) \* 屋 楽屋事務室 330(110) 490(160) 660(220) \* ※楽屋のそれぞれについて、営利目的で使用する場合には表示料金の3倍の金額 入場料を徴収しない場合 1時間当たり 1,100円  $\star$ 催 500円以下の入場料を 1時間当たり 1,210円 ⋆ 徴収する場合 物 1,000円以下の入場料 1= 1時間当たり 1,430円  $\star$ を徴収する場合 習 利 用 2,000円以下の入場料 木 1時間当たり 1,650円  $\star$ す を徴収する場合 る ル 2.000円を超える入場料 1時間当たり 1,870円  $\star$ を徴収する場合 合 入場料を徴収しないが営利 1時間当たり 3,300円  $\star$ 行為を目的とする場合 練習に利用する場合 1時間当たり 1,100円 練習スタジオ 1時間当たり 990円(機材含む) 1時間当たり 220円 和 室 (営利目的での使用は1時間当たり 660円) 2F南側通路 1日で550円(110円)  $\star$ ロビー、ホワイエ をギャラリーとして 1日で550円(110円) 2F西側通路  $\star$ 1,570 利用する場合 1日で440円(110円) 1F通路

<sup>※()</sup>内の金額は1時間単位での利用における、1時間当たりの金額。

## 基本使用料金表について

- 1 この表において、入場料とは、入場料、会費、会場、会場整理費その他の名称にかかわらず、ホール 又は練習ホールを利用して行う催し物1回につき入場者1人から徴収する対価をいい、入場料に段階を 設けている場合には、そのうちの最高額のものをいいます。
- 2 この表において、営利行為とは、利用者が特定又は不特定多数の者を対象に行う物品の展示販売又は 営業の広報、宣伝その他これに類する行為をいいます。
- 3 この表において、日・土・休日とは、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を云い、平日とは日・土・休日以外の日をいいます。
- 4 この表に規定する額(以下「基本使用料」という)の算定の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間の他、その準備及び後片付けに要する時間を含みます。
- 5 ホール及び楽屋並びにロビー、ホワイエ(ギャラリー使用)の利用は午後 10 時まで、練習ホール及び 練習スタジオ並びに和室の利用は午後 12 時までとします。ただし、練習ホールを催し物に利用する場合 は、午後 10 時までとします。
- 6 ホール又は楽屋を2以上の時間区分に引き続いて利用する場合は、それぞれの基本使用料の合計額とします。
- 7 楽屋2と楽屋3間仕切りを取り外して利用する場合は、それぞれの基本使用料の合計額とします。
- 8 ホールを専ら練習、準備などの為に利用する場合は、基本使用料の 100 分の 50 に相当する額とします。
- 9 ホールの舞台部分のみを利用する場合は、基本使用料の 100 分の 30 に相当する額とします。
- 10 舞台部分を除いてホールを利用する場合は、基本使用料の 100 分の 70 に相当する額とします。
- 11 10 の利用において、専ら練習、準備等の為に利用する場合は、基本使用料の 100 分の 50 に相当する額 とします。
- 12 利用許可時間を超過した場合は、超過時間1時間(1時間未満の時は、1時間として算定する。)につき、 当該利用許可時間の基本使用料にその100分の30を乗じて得た額を加算します。ただし、利用許可時の 超過は1時間を限度とします。
- 13 8~12 までの規定により算出した使用料は、10円未満の端数を切り捨てて得た額とします。
- 14 基本使用料及び13の使用料の額は、消費税の額及び地方消費税の額を含みます。